

# コーポレート・ガバナンス／コンプライアンス

コーポレート・ガバナンスを実現するため、社員全員がコンプライアンスを徹底しています。

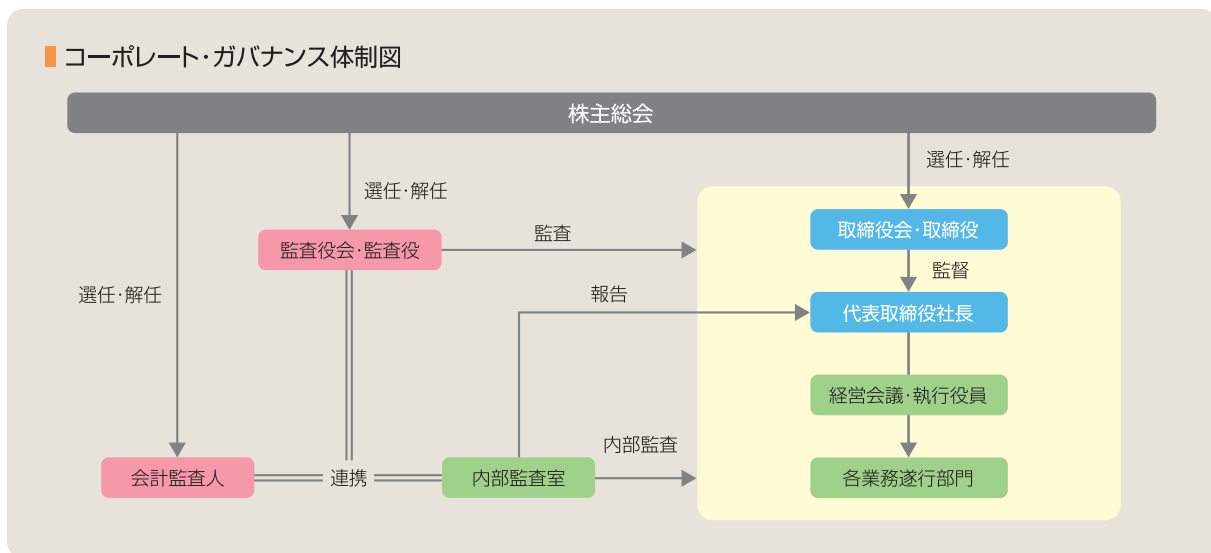
## コーポレート・ガバナンス体制

大日本塗料グループは、良き企業市民として社会から広く信頼され、親しまれる存在であり続けられるよう、常に健全性と遵法性、透明性の高い経営を推進するコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。株主・顧客・取引先・地域住民・社員などすべてのステークホルダーへの情報公開や説明責任を果たすことはもちろん、経営各層の責任を明確にし、違法行為などをチェック・防止する体制を敷いています。

監督・監査体制は「取締役会」と「監査役会」が担っています。取締役会は取締役9名で構成し、そのうち1名が社外取締役で、経営の監督にあたっています。また、監査役会は常勤監査役3名、監査役1名の計4名で構成しており、うち2名が社外監査役です。

執行体制では「執行役員制度」を採用。取締役は経営の迅速化・監督機能の強化などの経営機能に専念し、各部門統括などの業務執行権限は執行役員に委ねて執行責任を明確にしています。

### コーポレート・ガバナンス体制図

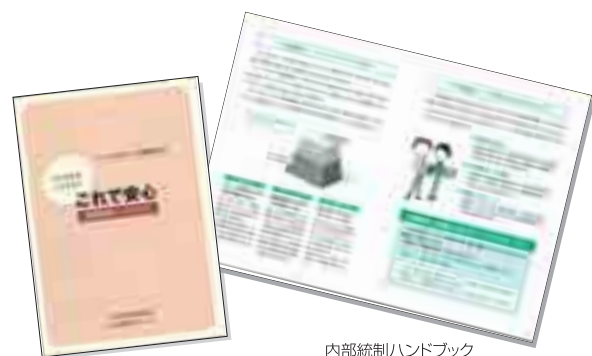


## 内部統制

大日本塗料グループでは、すべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、社会的責任を全うすることを主目的に、グループ全体が効率よく業務を進め、さまざまな課題を解決し、目標を達成して、より健全な発展を遂げるためのITに裏打ちされた内部統制の仕組みづくりを進めています。

2007年3月には、内部統制の考え方やルールをグループ全体に根付かせ、企業体質を強化するため『内部統制ハンドブック』を制作、全グループ社員に配布し、日常的に活用しています。

また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかを常に確認するため、①監査役による監査②内部監査による監査③職制による監視の3通りのチェックを行っています。





## コンプライアンス

昨今起きている企業の不祥事の多くがコンプライアンス(法令遵守)違反であり、その背景には「ルールがない」「ルールを守らない」などの企業体質・風土があります。

コンプライアンスとは、広く解釈すれば、法令だけでなく社会モラルや会社の規則を守ることも含まれます。コーポレート・ガバナンスを実現するためには内部統制の基本となる社員全員によるコンプライアンスの徹底が必要であり、それが「内部統制」ひいてはコーポレート・ガバナンスの成否にも影響することになります。

当社は、良き企業市民としての自覚を更に高め、法令遵守はもとより、社会倫理規範に適合したコンプライアンス経営を行うことにより、顧客・社会の信頼、株主の期待に応えるべく、下記のとおり企業行動憲章を定めています。

また、大日本塗料グループでは、核となる大日本塗料内に「コンプライアンス相談窓口」を設け、内部統制上疑問に思うことがある場合にはEメールまたは電話で相談・報告できる体制をとっています。なお、この際の相談・報告者のプライバシーは保護され、何らの不利益も被らないことを約束しています。

### 大日本塗料企業行動憲章

#### ① 消費者・ユーザーの信頼獲得

創造力豊かな人材が集う、自由でのびやかな企業風土を大切に、暮らしに役立つ優れた製品・サービスを提供し、お客様の安心と信頼を獲得します。

#### ② 良識ある企業行動

常に公正・透明・自由な競争を行い、違法な行動はもちろん、不当な手段による利益の追求や不透明な行動は行いません。また、いわゆる反社会的勢力とは全社一体となり、断固として対決します。

#### ③ 環境と共生

かけがえのない地球環境を守るため、常に環境に優しい製品を生み出すとともに、省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境との共生を目指した活動を行って、潤いある環境づくりに貢献します。

#### ④ 社会とのコミュニケーション

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することで、社会から信頼される、開かれた企業をめざします。

#### ⑤ 社会貢献活動

良き企業市民として自ら積極的に社会貢献活動を行うとともに、従業員の社会参加を奨励、支援します。

#### ⑥ 安心して働きやすい職場づくり

従業員一人ひとりの人格、個性を尊重し、安全で働きやすい職場環境づくりをすすめて、従業員のゆとりや豊かさを支援します。

#### ⑦ 国際社会との協調

海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する企業活動を行い、国際社会との協調、相互信頼を図ります。

#### ⑧ 経営トップの責務

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範して社内外に周知徹底します。万一、本憲章に反するような事態が発生したときは、経営トップは自ら原因究明、情報開示にあたり、自らを含めて責任を明確にし、再発防止策を徹底します。